

# 法務局職員による法教育のご案内

佐賀地方法務局では、法律専門家ではない一般の人々が、法律や司法制度及びこれらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けていただくための「法教育」を推進しております。

学校や地方自治体等の要望に応じて、法務局職員を講師として派遣いたします。

講師派遣を希望される際は、当局へお気軽にご連絡ください。



## 【内 容】

1 時 間	50分から90分程度
2 講 師	法務局職員
3 費 用	無 料
4 対 象	小学生、中学生、高校生、大学生（専門学校生含む）、 社会人（資料等は法務局で準備します。）
5 その他	アンケートを実施させていただく場合があります。

※例えば次のようなテーマでお話します。

- ・社会生活を営む上で大切な法や決まりについて
- ・集団や社会の決まりを守ることについて
- ・自他の生命の尊重、法や決まりの意義の理解、社会の形成への主体的参画について
- ・身の回りにある法律的な問題について  
(契約・婚姻・親族・相続・不法行為)

## 【連絡先及び担当者】

佐賀地方法務局 総務課 (担当 坂口・岩永)

住 所 佐賀市城内2丁目10番20号 (〒840-0041)

電 話 0952-26-2149 FAX 0952-25-7740

(問い合わせ時間 土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)